

2004 年 12 月 15 日

市場改革の成果と残された課題

専修大学名誉教授 鶴田 俊正

【 】段階的自由化

(1) 1995 年改正 ;

発電事業への参入自由化 (IPP・独立発電事業者の導入)

卸供給入札制度の導入 (一般電気事業者への卸売りをめぐる競争)

特定電気事業制度の導入

(2) 1999 年改正 ; 垂直一貫体制の維持

電力小売りの部分自由化

需要電力量の約 30% にのぼる特別高圧需要家 (受電電圧 2 万 V 以上、契約電力 2000kw 以上) が対象

送電ネットワークの開放・託送制度の導入・原則自由なアクセスを保証

PPS (特定規模電気事業者) 参入可能

一般電気事業者の地域間競争が制度上は可能

自由化部門と規制部門の会計分離・系統利用に関して情報遮断の導入

電力適正取引の指針 (通産省・公正取引委員会) の作成・公正競争確保の指針

独禁法の改正・自然独占の適用除外を削除

(3) 2003 年改正 ; 垂直一貫体制の維持

自由化範囲の拡大 (2004 年 4 月より契約電力 500kw、2005 年 4 月より 50kw の高圧需要家が対象)

累積的な振り替え料金制度 (パンケーキ) の廃止・全国広域市場の形成

卸電力取引所 (有限責任中間法人日本卸電力取引所) の設立 (2005 年 4 月業務開始)・公設ではなく私設、任意の取引所・スポット市場と先渡市場のみ開設

ネットワーク部門の中立性・透明性確保のための中立機関 (有限責任中間法人電力利用協議会) の設立 (2005 年 4 月業務開始)

同時同量制度見直し (プラスマイナス 3% に加えて 3-10% と範囲拡大)

電源開発 (株) の民営化

分散電源用自営線敷設用意化

差別的取引の禁止・情報遮断・会計分離が法令事項・違反者には罰則措置

電力適正取引の指針 (通産省・公正取引委員会) の改正

バックエンド事業に対する経済的措置

【 】自由化に対する評価

(1) 特徴

垂直一貫体制の維持；送電部門と発電部門との未分化は北欧、アメリカ（PJM）などで前例なし。

一般電気事業者の地域独占の存在

構造規制ではなく行為規制で対応；北欧・アメリカと異なって ISO ではなく中立機関がルール策定、監視、紛争処理を担当。法的拘束力のない状態でどこまで実行力を担保できるか。

卸電力取引所はスポット市場・先渡市場とも現物取引；先物市場、リアルタイム市場は未整備。売り手は一般電力事業者、どこまで玉出しが行われるのかは一般電気事業者に依存・成果は未知数・相対取引依存型。

北欧・PJM 等と比較すると市場メカニズムの活用が不十分、先物取引が未導入のために企業のリスクヘッジ手段の欠如。

規制部門と自由部門の併存；マーケットメカニズムの活用が不十分のために窮屈な制度・変革の過渡期。

(2) 成果

1996 年以降、5 回料金改定が行われ累積の料金改定率はほぼ 30% の引き下げが実現。

PPS、分散型電源との競争および近い将来の PPS の参入見込み、潜在的な地域間競争の競争圧力が料金引き下げを実現。

都市ガスの部分自由化により電力・都市ガスのエネルギー間競争が徐々に進展。中立機関ルールがほぼ整理され、2005 年 4 月からの業務開始に対応可能な体制の整備

(3) 問題点と課題

垂直一貫体制の下で有効競争が確保されるか否かは今後の検証命題。

地域独占による競争制限行為に対する独禁当局・規制官庁の監視強化。

卸電力取引所が有効に機能するのか否か、公正な価格形成が実現するのか否か。

先物市場、混雑料金など市場メカニズムの活用が不十分のために、連系線利用ルールは先着優先（first-come-first-served）空おさえの禁止（use-it-or-lose-it）

連系線に空き容量なく混雑が発生した時、一定のルールの下で人為的に抑制。

長期固定電源・政策電源など計画潮流には連系線の優先利用。送電権を人為的に与え、企業間の公平という観点から問題が残る。

送電権市場が未整備のために PPS などの新規参入企業は中・長期的な観点から大型投資のリスクが大きい。

周波数変換設備（FC）は 90 万 kw（新信濃・佐久間ダム）。東京電力並びに中部電力・関西電力の市場規模の 3%の半量が緊急時に備えて相互融通出来るように事実上未稼働状態。西と東の市場は分断。全国的な広域ネットワークの形成が不可能。

【 】残された課題

（１）次期制度改革に向けて；過渡期からの脱却を

卸電力取引所の整備；先物市場・リアルタイム市場の創設、市場メカニズムを活用した取引所の拡充・強化。リスクヘッジ機能の強化。

系統利用は先着優先（first-come-first-served）、空おさえの禁止（use-it-or-lose-it）ではなく混雑料金を導入して市場メカニズムを活用した系統利用方法への転換。

送電権市場を創設して公正な連系線利用ルールの確立。

全国広域市場形成のためにマージン 3%ルールを見直し、可能な限り西と東の両市場の一体化を推進する。

市場独占の弊害の除去；参入促進・地域間競争の促進。

垂直一貫体制の検証と再評価。

卸電力取引所は私設・任意ではなく公設にし機能強化を図る。

全面自由化の検討およびユニバーサル体制等全面自由化に伴う諸課題の検討。

（２）長期的な課題

連系線・送電線をもっと経済的に、もっと迅速に整備できる仕組みの検討。広域市場形成のために不可欠。

（３）一般電気事業者・PPS への課題

経営のトップから末端まで独禁法遵守精神の培養。

市場システムになじむ人的資源の育成・蓄積。

以 上